



# 島根県報

令和3年3月23日（火）

号外第26号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

( " ) 3

## 告

## 示

## 島根県告示第204号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長			
県道	出雲奥出雲線	雲南市三刀屋町根波別所1760番4地先から同町乙加宮1669番1地先まで	前	A	メートル 5.30～ 36.40	メートル 438.00	雲南県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。  道路改良工事 拡幅及び減幅  市道移管、ダブルウェイ解消
				B	17.60～ 84.58	336.14		
			後	B	9.57～ 63.80	336.14		
〃	〃	雲南市三刀屋町乙加宮1669番1地先から同1679番4地先まで	前	25.04～ 38.73	129.83	雲南県土整備事務所	道路改良工事  拡幅	
			後	25.33～ 42.90	129.83			

## 島根県告示第205号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	出雲奥出雲線	雲南市三刀屋町乙加宮1669番1地先から同1679番4地先まで	メートル 129.83	令和3年3月23日	雲南県土整備事務所	
〃	〃	雲南市三刀屋町根波別所1911番6地先から同97番1地先まで	470.00	令和3年3月23日		
〃	〃	雲南市三刀屋町根波別所97番1地先から同2451番1地先まで	161.55	令和3年3月23日		
〃	〃	雲南市三刀屋町根波別所122番2地先から同1760番4地先まで	335.00	令和3年3月23日		